小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１号

岐阜県大垣市本今３丁目217番地　ソレアードＡ202号

再生債務者　土屋幸四郎

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年３月23日　岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１８号

千葉市花見川区幕張町６丁目301番地145

再生債務者　伊藤　和正

1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月12日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月26日から平成24年５月10日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１号

兵庫県明石市大久保町八木165番地の７

再生債務者　大澤　　潤

1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第１２号

兵庫県姫路市香寺町中仁野91番地13

再生債務者　吉住　達也

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月18日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月２日から平成24年５月23日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再ロ）第１００２３号

東京都足立区伊興４―11―18―104

再生債務者　佐藤　秀幸

1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月19日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号

香川県丸亀市川西町北1602番地10

再生債務者　廣瀬　建吾

1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで

4　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月18日まで

高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号

相模原市南区相模大野７丁目20番14―504号

再生債務者　小川　雅也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月12日まで

平成24年３月22日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第２５号

堺市南区新檜尾台４丁16番24―305号

再生債務者　北野　　優

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月19日まで

平成24年３月22日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１０号

熊本市秋津２丁目３番33号103

再生債務者　吉岡　貴博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月20日まで

平成24年３月23日

熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１０９号

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原366―22

再生債務者　藤田　龍一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

岡山県倉敷市船穂町船穂757番地13

再生債務者　田中　友和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月22日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第５号

神奈川県平塚市南金目1440番地の１

再生債務者　池田　　敦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月22日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成24年３月22日中国四国厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成 24 年４月２日

広島市安佐南区大塚西六丁目２番11号

やまびこ企業年金基金

清算人　遠藤　　敬

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成24年３月22日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　遠藤　　敬

２．住所　広島市安佐南区大塚西六丁目２番11号

平成 24 年４月２日　　やまびこ企業年金基金

吸収合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十九日

掲載頁　九十六頁（号外第一八八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十八日

掲載頁　一一七頁（号外第一六四号）

平成二十四年四月二日

神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号

（甲）株式会社ティエラコム

代表取締役　増澤　　空

兵庫県芦屋市船戸町八番一八号

（乙）株式会社山本塾

代表取締役　増澤　　空